



吉賀町就学援助制度Q&A



Q1 就学援助制度って何ですか？

A. 就学援助制度は、小・中学校に通っている子どもがいる家庭で、経済的な理由により学用品や校外活動費(遠足やスキー教室等)の支払い等でお困りの場合、援助が受けられる制度です。

Q2 お金を借りるのですか？

A. いいえ。貸付制度ではなく、子どもの学校生活に必要な経費が援助される制度です。

Q3 制度を利用することができるのは…？

A. 原則、吉賀町に住居登録し、子どもが吉賀町の小・中学校に通っている保護者で、別紙プリントに該当する方です。

Q4 どんな手続きが必要ですか？

A. 学校及び教育委員会にある「申請書」を学校に提出します。
小学校・中学校両方に在籍している場合は、中学校に提出します。

Q5 どんな方法で受け取るのですか？

A. 修学旅行費は吉賀町から学校指定口座へ振り込み。日本スポーツ振興センター掛金は免除。
その他は、あらかじめ保護者が指定した口座に吉賀町から振り込まれます。

Q6 もし制度を利用すると、何か不利なことがありますか？

A. 何ともありませんし、個人情報確実に保護されます。

Q7 制度の対象となる子どもは各世帯で一人ですか？

A. いいえ。兄弟、姉妹全員受けられますし、内一人だけ受けることもできます。



Q8 外国籍の子どもも受けることができますか？

A. 国際人権規約A規約13条の規定により、義務教育費無償、教科書無償、就学援助等日本人と同等に受けられます。(吉賀町に住居登録)

Q9 学業成績は認定に関係ありますか？

A. 関係ありません。

Q10 就学援助費で学校に納めるお金は足りるのですか？

A. 就学援助制度は『学校生活に必要な経費をすべて免除する』というものではありません。勉強に必要な教材やテスト・ドリル、習字道具や裁縫道具など、また制服・自転車・カバン・雨具などを準備されるにあたっては、援助費だけでは不足する部分があります。

Q11 申請から認定までの流れは…？

- A. 学校では就学援助を希望する方から、申請書を提出してもらい、吉賀町教育委員会へ提出します。
吉賀町教育委員会で所得状況等を勘案し、民生児童委員の意見を聞いて教育委員会で認定し、認定の可否をご家庭に通知します。

認定要件を満たしている場合は、申請書を出された月の翌月の1日からの認定となります。(月末にかかる場合は早めに申請書を提出してください。)

Q12 毎年申請するのですか？

- A. 続けて受ける場合も毎年申請が必要です。

Q13 援助を受ける必要が無くなった時は…？

- A. 教育委員会又は、学校(担任、担当者)に連絡してください。

Q14 もっと詳しい説明を聞きたいのですが…？

- A. 認定条件、援助内容、具体的な手続方法など詳しいことについて、いつでも吉賀町教育委員会、民生委員児童委員、学校の就学援助担当者等にお尋ねください。